

産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会の設置について

1. 趣旨

リーマンショックから続く国内特許の出願減に加え、新型コロナウイルスの影響を受け、企業活動の停滞が懸念される中、特許庁として、競争力の源泉となる知財の側面から、民間のイノベーション促進に向けた施策を講ずる必要がある。

また、新型コロナウイルスの影響は社会全体の生活様式にも大きな変化をもたらしており、特に、テレワークを始めとするリモート化やデジタル化の加速が生じている。こうした社会変化・働き方改革の推進等の観点から、特許・意匠・商標に係る手続きも変容させていく必要がある。

こうした問題意識の下、産業財産権制度全般について、幅広い観点から検討を行う場として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、「基本問題小委員会」を設置する。

2. 検討事項

- 企業活動における知的財産の位置づけと最近の変化
- イノベーション促進の観点からの特許制度の改善
- 特許庁の事務業務、審査の迅速化・品質向上等の取組の評価と今後の方向性
- 国際調和に向けたこれまでの取組と今後の方向性
- 特許庁の歳入・歳出構造と中長期的な歳入構造の見直し

※委員からの幅広いご意見を踏まえ、検討事項の見直しを行う。

※上記の検討の中で、法令改正の必要性に議論が及んだ場合、特許制度小委員会等で専門的・集中的な検討を行う。

3. 委員案

委員案は別紙のとおり。

4. 検討スケジュール

令和2年9月頃に第1回を開催し、その後、年内を目途に中間とりまとめを行い、その後、パブリックコメントや更なる議論を重ねた上で、令和3年春に開催される知的財産分科会で報告を行う予定。